

大阪市告示第930号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年7月1日(月)から 同月3日(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年7月5日(金)	
	令和6年7月7日(日)	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年7月8日(月)から 同月10日(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年7月12日(金)	
	令和6年7月14日(日)から 同月15日(月)まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年7月16日(火)から 同月17日(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年7月19日(金)	
	令和6年7月21日(日)	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年7月22日(月)から 同月24日(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年7月26日(金)	

	令和 6 年 7 月 28 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 6 年 7 月 29 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
	令和 6 年 7 月 30 日（火）から 同月 31 日（水）まで	午前 7 時 45 分から 午後 9 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）